

- 1 日時 : 令和4年2月4日(金)14時から17時まで
- 2 場所 : 高知県立公文書館 2階 研修室
- 3 出席者 : (委員)山岡会長、福島副会長、依田委員、渡部委員、菊池委員
(事務局(法務文書課))小谷補佐、片岡チーフ、川崎主事
(公文書館)森下館長、武田次長、熊谷チーフ、北川主任、三宮主幹、
楠瀬主事、宮本専門員、安岡専門員、宮脇専門員、
上出会計年度任用職員

4 議事概要

- ・ 委員の互選により、山岡委員が会長に、福島委員が副会長に選出された。
- ・ 第2回公文書管理委員会の議事録、議事概要を確認し、確定した。
- ・ 条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した施行日前公文書の公文書館への移管及び廃棄の諮問について、委員会運営要領第8条第4項に基づき実施機関の判断が妥当であるか事前審査をした渡部委員の報告を受け、審議の結果、諮問のあった(公営企業局、労働委員会、監査委員会、警察本部、公立大学法人、教育委員会及び知事部局)施行日前公文書のうち一部のファイルについて諮問の内容を改めて歴史公文書等該当(移管が適当)とし、これら以外のファイルについて諮問どおり移管及び廃棄することについて適当と認める旨の答申を行うこととした。
- ・ 資料6の10冊の公文書ファイルは、令和2年度に歴史公文書の選別基準に該当するとして諮問し、歴史公文書該当との答申を受け、令和3年4月1日に公文書館に移管されたものであるが、今年度、公表用目録作成のため現物確認をしたところ、選別基準7の移管対象公文書(監査結果や行政処分に関する文書)は含まれていなかったため、条例第28条の規定に基づき、条例第32条第3号の規定による歴史資料として重要でなくなったと認める特定歴史公文書等の廃棄を公文書館長が諮問したが、委員から条例施行規則第42条第1項で規定される廃棄の要件に該当するのか、また、目録公開前の整理期間中と解するのかという意見があったため、継続して審議することとした。

5 諮問に関する主な意見

(1) 保存期間が満了した施行日前公文書の移管・廃棄に係る諮問

- ・ 「平成22年度 委員監査概要(財援監査)」は監査委員の資料のまとめであり、移管した方がよい。
- ・ 教育政策課の3つの組合関係書類は、高知城の管理経営の将来像、青山文庫の動き及び高知県文化財団の設立の際のやりとりについて、組合関係だから残すということではなく、それぞれ県側がまとめた資料があるということで残した方がよい。
- ・ 軽微な記述に終始する学校日誌は廃棄の方向で考えているが、大月分校の日誌については、廃校前の微妙な動きが記されていると考え残した方がよい。
- ・ 「山奈村青年会」は、大正期にできた青年会がいつ設立され、役員はどうい

う人が選ばれたのか、設置されるときに五箇条が書かれており、大正期の青年会活動をよく示しているもので移管した方がよい。

- ・ 「中山間」は、高知県の教育体制を考える際に、重要な要素である複式学級に関する状況調査や指導に当たる先生達のスキルアップに関係する資料は、残した方がよい。
- ・ 漁業や林業に関する学校の入試問題や応募者問題は社会の変化を大きく反映させる可能性があるため、今後入試関係の資料は移管する方向で検討して行って欲しい。
- ・ 中国からの引揚者に関する問題の資料を考える際、引揚者本人だけでなく、引揚者に対して援助をした方についての資料も一つの歴史的公文書として残してもらいたい。
- ・ 土木工事関係の公文書には写真が数多く挟まれており、個別には貴重なものもあると思うが、これを簿冊単位で残しておくことにすると相当数の冊子を残さなくてはならない。今回は廃棄にするが、今後の課題として、写真類図面類が挿入されたものの判断は注意するべき。
- ・ 河川の産出物、採取許可関係については、これ自体は廃棄ということでもいいが、河川の微妙な変化、例えば竹木などの植生だとか、川が生み出す産業というもののデータが読み取れる場合もあるので、原課から廃棄の問題が出てきたときには、注意しながら選別をして欲しい。

(2) 特定歴史公文書等の廃棄に係る諮問

- ・ 特定歴史公文書の廃棄というのは、公文書管理法の審議の中でも、かなり厳密にやらなければいけないと言われており、国では公文書管理法施行後の10年間で1件もない。他の自治体のことは分からないが、高知県が初めての事例になることもありえる。
- ・ 今回廃棄しようとする文書は、まだ特定歴史公文書として目録を公開していない状態で、移管されてから目録を公開するまでは整理の期間であり、これを特定歴史公文書の廃棄と整理してよいのかということが懸念材料である。

6 その他

- ・ 「令和2年度における高知県の公文書の管理状況について」(案)の報告を行った。
- ・ 公文書館発行の冊子「令和2年度 高知県立公文書館 年報第1号」を委員に配付し、令和2年度の特定歴史公文書等の受入・保存の状況、利用請求の状況、企画展の実施状況等の実績報告を行った。
- ・ 令和4年度から文書の電子決裁を開始することに伴い、今後公文書管理規程の変更を行う予定であり、公文書管理規程の変更案ができれば、各委員に示す旨の説明を行った。
- ・ 今回の議事録について、事務局の方で議事録を整理した後で各委員に確認していただくこととした。
- ・ 会議の開催は、本年度は今回で最後とし、来年度の第1回公文書管理委員会は令和4年7月12日、第2回公文書管理委員会は同年8月9日を予定することとし、日程調整を行った。